

### 3 感染症に罹患した仔犬についての瑕疵担保責任免除条項の効力を認めなかった事例

(大阪地判平15・9・26消費者57・157)

#### 事案の概要

#### ○当事者

X：控訴人（ペットショップ経営者）

Y：被控訴人（犬を購入した個人）

#### ○事実経過

平15・2・2	<p>Yは、Xから雌犬（ヨークシャーテリア、生後80日。以下「本件犬」）を購入。この際、Yは、生命保証制度（詳細は、後記「問題となった契約条項」参照）に加入しなかった。</p> <p>Yが買い受けた時点で、本件犬は、イヌパルボウイルスに感染していた。同ウイルスは、感染から5日程度後に出現する。同ウイルスに感染すると、特に月齢の低い仔犬は死亡することもある。</p> <p>Yが買い受けた後間もなくして、本件犬は嘔吐し、口から泡を出して虚脱状態となった。</p>
平15・2・3	<p>午前9時ごろ、Yは、本件犬を動物病院へ連れて行った。午前9時40分、本件犬は、虚脱状態、呼吸困難、下痢等の症状を呈し、死亡した。</p> <p>Yは、Xに対し、損害を賠償するよう催告した。</p>

#### ○問題となった契約条項

本件売買契約締結の際にXからYに交付された「ワンちゃん・ネコちゃんのしおり」に記載された生命保証制度に付随する瑕疵担

## 保責任不担保条項

- 【(1) 生命保証制度は当店にて仔犬又は仔猫をお買上げになられたお客様に対し、一定の期間において、有料にて代犬・猫を保証するものであり、ご返金及び治療費の支払を目的とするものではありません。
- (2) 保証制度を御利用された方についてはご購入されてから、3か月の生命保証を致します。
- (3) 犬 A・ジステンバー B・犬パルボウイルス感染症（中略）  
上記の病気と獣医にて診断され、その仔犬又は仔猫が保証期間内に死亡した場合、代犬・猫を無償にてお渡しします。
- (4) なお、生命保証制度にご加入でないお客様についての保証は致しかねますのでご了承ください。】

## ○当事者の主張

## 〔Xの主張〕

Yは、本件契約締結の際に生命保証制度に加入しておらず、Xとの間で、瑕疵担保責任を免除する旨の合意をした。

## 〔Yの主張〕

本件犬は、本件契約締結の際、イヌパルボウイルスに感染していた、通常人にとって本件犬がイヌパルボウイルスに感染していることを知ることは容易ではない、として、瑕疵担保責任（民570・566）に基づき、購入代金、治療費等合計21万3,680円と遅延損害金の支払を求める。

Xの主張する「瑕疵担保責任の免除の合意」は、消費者の権利を一方的に害する条項であるから、消費者契約法10条により無効である。

## 裁判所の判断

当事者間において生命保証制度を利用する旨の合意をしなかったことから、瑕疵担保責任免除の合意をしたと推認することなど到底できない。

## 1 「隠れた瑕疵」があったといえるか

イヌパルボウイルスは、犬に高率に接触感染し、急性腸炎を引き起こすウイルスであり、腸陰窩の壊死と重度の下痢を引き起こすこと、イヌパルボウイルスによる腸疾患の症状は、ウイルス感染から5日程度後に出現すること、このウイルスに感染すると、特に月齢の低い仔犬は死亡することもあること、本件犬は、平成15年2月2日、YがXから買い受けた後間もなくして嘔吐し、口から泡を出して虚脱状態になったこと、そのため、Yは翌3日午前9時ごろ、本件犬を動物病院に連れて行ったこと、本件犬は虚脱状態、呼吸困難、下痢等の症状を呈し、同日午前9時40分に死亡したこと、動物病院の院長が、本件犬がイヌパルボウイルスに罹患していた旨診断していたことが認められることから、本件犬が、本件契約締結の際、イヌパルボウイルスに感染していたと認定できる。また、感染すれば死亡する可能性があるイヌパルボウイルスに感染していた本件犬は、通常有すべき品質、性能を欠いていたといえ、また、通常人にとって、本件犬がイヌパルボウイルスに感染していることを知ることは容易ではないことも認められる。

したがって、本件契約の目的物である本件犬には、「隠レタル瑕疵」があったといえる。

## 2 瑕疵担保責任免除の合意があったといえるか

本件契約締結の際にXからYに交付された「ワンちゃん・ネコちゃんのしおり」と題する書面には、前記「問題となった契約条項」に記載した条項があること、YはXとの間で、本件犬につき生命保証制度を利用する旨の合意が成立していないことが認められる。

前記事実認定によれば、Xとの間で一定の対価を支払って生命保証制度を利用する旨の合意（以下「生命保証契約」）をした買主は、売買の目的物に瑕疵があるか否かにかかわらず、生命保証契約に基づく義務（3か月に限り無償で代犬・猫を提供する義務）の履行を受けることができるが、これは、その要件、効果からして、売買の目的物に瑕疵があった場合の法定責任である瑕疵担保責任による損害賠償義務とは異なるものである。

そうすると、このような生命保証制度を利用する旨の合意をしなかった場合には、買主は、Xから生命保証契約に基づく義務の履行を受けることができないことになるだけであって、YとXが生命保証制度を利用する旨の合意をしなかったことから、YとXが本件免除合意をしたことを推認することなど到底できない。

### コメント

本事例の原審（東大阪簡判平15・4・22消費者56・148）は、原告（被控訴人）が生命保証制度に加入しなかったので免責される旨の被告（控訴人）の主張を、消費者契約法1条、10条に照らして無効と判断した。

これに対し、控訴審は、生命保証制度を利用しなかった場合に瑕疵担保責任を免責するという条項の法的性質について、生命保証制度と瑕疵担保責任とは異なるものであって、当事者間で合意が成立したと推認することが「到底できない」と判断した。すなわち、控訴審は、

消費者契約法の無効基準によることなく、当事者間の合意にならないとすることによって、当該事案の判断をしたものである。

ただし、結果的には、そのことを通して、当時ペット取引では一般的に置かれていた「瑕疵担保責任不担保条項」の適用範囲を制限した、あるいはほぼ無効とした事案とも評価することができる。

購入者側は、この条項の効力を否定する法的根拠として消費者契約法10条違反を主張していた。判決はそこまで言わなくても当該事案については判断できるとしたものであるが、その判断には消費者契約法10条の主張が影響を与えているように思われる。

#### 参考事例

- 消費者契約法10条により「瑕疵担保責任不担保条項」を無効とした事例  
(東大阪簡判平15・4・22消費者56・148) [本事例の原審]

## 第1 更新料支払条項

### 6 1年ごとに10万円の更新料を支払う旨の条項が無効とされた事例

(大阪高判平21・8・27判時2062・40)

#### 事案の概要

#### ○当事者

X：控訴人（賃借人）

Y：被控訴人（賃貸人）

#### ○事実経過

平12・8・11 ごろ	Xは、Yとの間で、賃料月額4万5,000円、賃貸期間約1年の約定で、賃貸借契約を締結した。同契約には、1年ごとの更新の際に10万円の更新料を支払う旨の特約が付されていた。
平13・8～ 平17・8	Xは、前記特約に基づき、更新の度ごとに10万円、合計50万円の更新料を支払った。
平18・11・30	Xが、賃貸借契約を解約した。
——	Xは、本件更新料条項が消費者契約法10条、民法90条に該当し、無効であるとして、Yに既払の更新料50万円の返還を請求。

#### ○問題となった契約条項

賃貸借契約書に記載された更新料条項

『契約書記載の賃貸借期間の満了時より、甲にあっては6か月前、乙

にあつては1か月前までに各相手方に対し更新拒絶の申出をしない限り、本契約は家賃・共益費等の金額に関する点を除き、更新継続されるものとする。但し契約書に別段の定めがある場合はそれに従う。尚この場合、乙は甲に対し、契約書記載の更新料を支払わねばならない。』

(編注：甲は賃貸人、乙は賃借人)

## ○当事者の主張

### 〔Xの主張〕

本件更新料は、Yの主張する法的性質をいずれも有していないため、消費者契約法10条に該当し、無効である。

### 〔Yの主張〕

更新料には、①更新拒絶権放棄の対価（紛争解決金）、②賃借権強化の対価、③賃料の補充という法的性質があり、本件更新料も各性質を有するものであるから、消費者契約法10条に該当せず有効である。

## 裁判所の判断

1年ごとに10万円の更新料を支払う旨の本件更新料条項は、消費者契約法10条に該当し無効である。

## 1 更新料の法的性質

### (1) 更新拒絶権放棄の対価

賃貸目的物件の場合、賃貸人が更新拒絶をすることは例外的な場合を除いて想定されない。仮に、賃貸人が更新拒絶をしても、正当

事由（借地借家28）は通常認められない。そのため、更新料が更新拒絶権放棄の対価の性質を持つと説明することは困難である。

## (2) 賃借権強化の対価

法定更新がなされた場合、期間の定めのない契約となり、賃貸人は正当事由がある限りいつでも解約を申し入れることができるので、更新料を支払い、期間の定めのある契約とすることは賃借権の強化につながるとも思える。しかし、期間の定めのない契約となったとしても解約申入れの正当事由が認められることは通常考えられないので、賃借権強化の対価として説明することは困難である。

## (3) 賃料の補充

本件更新料は、10万円で固定されており、家賃の増減と連動しない。また、賃貸借契約が期間途中で終了した場合でも精算されない。さらに、更新料の不払いを理由に賃貸借契約の解除は認められない。そのため、本件更新料を賃料の一部と解することはできない。

## 2 消費者契約法10条前段該当性

民法601条によれば、賃借人が、賃料以外の金銭支払義務を負担することは、賃貸借契約の基本的内容には含まれない。そして、本件更新料は、Yの主張のいずれの性質も認められず、法律的には説明困難な対価性の乏しい給付である。そのため、本件更新料条項は、民法601条の適用による場合に比し、Xの義務を加重するものであるから消費者契約法10条前段に該当する。

## 3 消費者契約法10条後段該当性

契約期間は1年間という短期間であるにもかかわらず、更新料の金額は10万円と、賃料（4万5,000円）と比べても高額である。加えて、本件更新料条項の目的、法的根拠、性質は不明である。

また、Yは不動産賃貸業を営む者であり、自ら又は仲介業者を通じて建物賃貸借に関する様々な情報を継続的に得ることができる立場に



ある。他方、Xは居住用建物として本物件を賃借したにとどまり、Yに比して少ない情報しか有していなかったと推定される。

そして、契約書及び重要事項説明書には法定更新の説明がなく、法定更新制度の存在から目を逸らさせる面があると言われてもやむを得ない。これにより、Xには、法定更新と合意更新との取引条件を自由に比較検討する機会が十分に与えられていなかった。

前記各事情を考慮すると、本件更新料条項は消費者契約法10条後段に該当する。

## コメント

### 1 本件更新料の法的性質

本判決では、本件更新料条項が消費者契約法10条に該当するか否かを判断する前提として、更新料の法的性質につき、原審とは異なる判断がなされた。

原審では、更新料は賃料の前払であると認定し、消費者の義務を加重しているとはいえ、消費者契約法10条により無効とすることはできないとした。

これに対し、本判決では、Yの主張する更新料の法的性質を認めず、対価性の乏しい金銭的給付であると判断した。

### 2 消費者契約法10条前段該当性

続けて本判決は、本件更新料条項が、民法601条にはない趣旨の不明な金銭的給付をXに義務付け、Xの義務を加重するものであるとして、消費者契約法10条前段に該当するとした。

### 3 消費者契約法10条後段該当性

本判決は、本件更新料条項が、消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条後段に該当するとした。かかる判断には、

更新料の法的性質に加え、1年ごとの更新につき、賃料の2か月強にあたる10万円という更新料の金額が考慮されたものと考えられる。

#### 参考事例

- 更新料支払の約定が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものではないことから、消費者契約法10条により無効であるとはいえないとされた事例（京都地判平20・1・30判時2015・94）〔本事例の原審〕

### 第3 敷引条項

#### 14 居住用建物に関する40万円の保証金のうち、2年未満の期間に対応する21万円を控除するとした敷引条項が無効とはされなかった事例

(最判平23・3・24 (平21(受)1679) 裁判所ウェブ)

#### 事案の概要

##### ○当事者

X：上告人・控訴人・原告（賃借人）

Y：被上告人・被控訴人・被告（賃貸人）

##### ○事実経過

平18・8・21	Xは、Yとの間でマンションを賃料1か月9万6,000円、賃貸借期間2年間、更新料9万6,000円、保証金40万円で、賃貸借契約を締結した。Xは、保証金の他は礼金などの一時金の支払をしていない。
平20・4・30	本件賃貸借契約が終了し、Xは同日、建物を明け渡した。
平20・5・13	Yは、契約条項に基づいて、保証金から21万円を控除し、その残額である19万円を返還した。

##### ○問題となった契約条項

居住用建物賃貸借契約に規定された敷引条項

3条4項『賃借人が本件建物を明け渡した場合には、賃貸人は、以下のとおり、契約締結から明渡しまでの経過年数に応じた額

を本件保証金から控除してこれを取得し、その残額を賃借人に返還するが、賃借人に未納家賃、損害金等の債務がある場合には、上記残額から同債務相当額を控除した残額を返還する。

経過年数	1年未満	控除額	18万円
	2年未満		21万円
	3年未満		24万円
	4年未満		27万円】

19条1項『賃借人は、本件建物を賃貸人に明け渡す場合には、これを本件契約開始時の原状に回復しなければならないが、賃借人が社会通念上通常の使用をした場合に生ずる損耗や経年により自然に生ずる損耗（以下、併せて「通常損耗等」という。）については、本件敷引金によって賄い、賃借人は原状回復を要しない。』

### ○当事者の主張

#### 〔Xの主張〕

建物の賃貸借では、通常損耗等に係る投下資本の減価の回収は、通常、減価償却費や修繕費等の必要経費分を賃料の中に含ませてその支払を受けることにより行われる。賃料に加えて、賃借人に通常損耗等の補修費用を負担させる条項は、賃借人に二重の負担を負わせる不合理な特約であって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるから、消費者契約法10条により無効である。

#### 〔Yの主張〕

敷引に関する本件特約は有効である。

### 裁判所の判断

本件契約の敷引条項は、通常損耗等の補修費用として通常想定される額を大きく超えるものとはいえ、信義則に反するものではないので、消費者契約法10条により無効とはいえない。

#### 1 消費者契約法10条の前段要件該当性

賃借物件の損耗の発生は、賃貸借という契約の本質上当然に予定されているものであるから、賃借人は、特約のない限り、通常損耗等について原状回復義務を負わず、その補修費用を負担する義務も負わない。そうすると、賃借人に通常損耗等の補修費用を負担させる趣旨を含む本件特約は、任意規定の適用による場合に比し、消費者である賃借人の義務を加重するものというべきである。

#### 2 消費者契約法10条の後段要件該当性

敷引特約が付され、賃貸人が取得することになる金員の額が契約書に明示されている場合には、敷引金の額についても明確に認識し、その負担については明確に合意されている。通常損耗等の補修費用は、賃料にこれを含ませてその回収が図られているのが通常だとしても、これに充てるべき金員を敷引金として授受する合意が成立している場合には、補修費用が含まれないものとして賃料の額が合意されているものとみるのが相当であって敷引特約によって賃借人が補修費用を二重に負担するということはできない。また、賃貸人が取得する金員を具体的な一定の額とすることは、通常損耗等の補修の要否やその費用の額をめぐる紛争を防止するといった観点から不合理とはいえず、敷引特約が信義則に反するとはいえない。

もっとも、敷引金の額が高額に過ぎる場合には、賃貸人と賃借人との間の格差を背景に、賃借人が一方的に不利益な負担を余儀なくされたものとみるべき場合が多いといえる。

そうすると、敷引特約は、通常損耗等の補修費用として通常想定される額、賃料の額、礼金等他の一時金の授受の有無及びその額等に照らし、敷引金の額が高額に過ぎると評価すべきものである場合には、当該賃料が近傍同種の建物の賃料相場に比べて大幅に低額であるなど特段の事情のない限り、信義則に反して消費者である賃借人の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法10条により無効となると解するのが相当である。

### 3 本件事案へのあてはめ

本件特約は、経過年数に応じて18万円ないし34万円を保証金から控除するものであって、通常損耗等の補修費用として通常想定される額を大きく超えるものとまではいえない。賃料は月額9万6,000円で、敷引金の額はその2倍弱ないし3.5倍強にとどまっており、更新料の支払義務を負うほかには、礼金等他の一時金を支払う義務を負っていない。

そうすると、本件敷引金の額が高額に過ぎると評価することはできず、本件特約が消費者契約法10条により無効であるということはない。

## コメント

居住用建物に関する不動産賃貸借契約をめぐるっては、賃料以外にも様々な金員の支払が規定されることがあり、その法的な効力が問題となっていた。本件は、敷引特約の効力に関する最高裁として初めての判決である。その意味では、今後の同種の裁判に大きな影響を与える

ことは間違いない。

消費者契約法10条の前段要件に関しては、通常損耗等については本来、賃料に含まれるべきであり、有効に特約が合意されていない限り、消費者が負担するものではないとして、消費者の権利を一方的に害するものであると判断している。民商法の規定のいずれと比較したのかが明確に書かれてはいないが、賃料に含まれるべきとの判断を前提にすれば、賃貸借契約の冒頭規定である民法601条との比較がなされたと考えられる。

一方で、消費者契約法10条後段要件については注目すべき判断枠組みが示されている。敷引特約そのものは、敷引金としての合意が成立している場合には、それ自体が信義則に反するとはいえないとする。そして、敷引特約が信義則に反するとは、その具体的な賃貸物件の状況や契約内容によって敷引額が高額に過ぎる場合であるとする。その判断要素は、通常損耗等の補修費用として通常想定される額、賃料の額、礼金等他の一時金の授受の有無及びその額等が挙げられている。実際の事案にこの判断をあてはめれば、敷引特約そのものが規定されているだけでは消費者契約法に反するのではなく、それが高額である場合に無効となる可能性があることになる。もっとも、その判断要素が示されているにもかかわらず、いくらであれば高額になるのかはこの判決からは分からない。結局は、それぞれの事案に対応して、個別に判断せざるを得ないからである。また、仮に高額な敷引が規定されている場合、それは合理的な範囲で有効なのか、それとも高額な規定をしたこと自体で全体が無効となるのかについても、判断することができない。消費者契約法10条は、契約条項の部分無効を規定する条項ではない。にもかかわらず、その金額によって、条項の有効と無効が分かれることになる。今後、実際の契約実務では、どの程度の金額であれば敷引が認められるのかが問題になる。

なお、本来は賃借人が負担しない通常損耗等の費用負担が、敷引で対応されるについて、契約当事者間で合意をされているというための条件については、少なくとも消費者に対して明確にその内容が示される必要がある。本件の賃貸借契約には、通常損耗等が敷引金によって賄われることは19条1項に規定されているが、敷引を規定する3条4項には契約後の経過年数に対応した金額を控除する旨が記載されているだけであって、必ずしもその趣旨が明確であるとはいえない。控除される金額についても、契約後1年未満の場合が18万円で、その後1年ごとに3万円ずつ加算されることになっているが、その金額の意味も明確ではない。本判決は敷引額が明確で合意されていることが条件とされているが、通常損耗を賃借人が負担する合意がなされていると評価するためには、より精緻な検討が必要であると思われる。

もっとも、通常損耗に関する費用が賃料に含まれるべきだということが原則であるなら、敷引特約が規定されている賃貸借契約の賃料は、相場に比べて安く設定されているということが条件になりそうである。本件判決は、そうではなく、あくまで高額な場合にのみ無効であると判断した。消費者契約法10条の構造からすれば、前段要件が消費者によって主張立証ができれば、その違反の程度が信義則に反していないとの主張、立証は、事業者によってなされることが妥当であるようにも思われる。いずれにしても、この判決によって、敷引特約は賃貸借契約にこれからも規定され、その効力が個別に判断されるとの枠組みは変わらないと考えられる。



## 69 警備保障契約の契約条項が改善された事例

(平20・11・5 申入れ終了 消費者支援機構関西HP)

### 事案の概要

#### ○当事者

X：申入者（消費者支援機構関西）

Y：相手方（警備会社）

#### ○事実経過

平19・5・7	X、Yの契約条項につき質問文書送付。
平19・5・18	X Y面談。
平19・7・9	Y、Xに回答。
平19・10・31	X、Yの契約条項につき再度質問文書送付。
平19・12・10	Y、Xに回答。
平20・11・5	申入れ終了。

#### ○問題となった契約条項

（編注：事案において問題となった条項は多岐にわたるため、本書では一部を割愛する。）

Yの警備保障契約条項（警備機器レンタル型と買上型があるが、以下では機器買上型の条項を記載する。）

5条 Yは、お客様が本契約に基づく契約金額の支払を支払期限後30日以上遅滞したときは、直ちに本契約を終了できるものとします。

6条 本契約が終了したときは、Yはお客様の要望により機器を撤去します。なお、機器を撤去する際の費用は、お客様の負担とし、建

物の原状回復についてYは、責任を負わないものとします。

7条2項 Yは、経済情勢の変化等によりサービス料金変更の必要が生じたときは、サービス開始後1年を経過したものに限りサービス料金の改定をすることができるものとします。

10条1項 Yは、天災地変、停電、通信回線及び通信事業者の障害等（メンテナンスを含む。）Yに責任のない原因でサービスを提供できない状況が発生したときは、その状況が止むまでの間、サービスの提供を停止します。この場合にYは、本契約上の義務を負わないものとします。

2項 前項によりサービスの提供を停止する場合、お客様は所定のサービス料金の半額を支払うものとします。

3項 お客様の都合又はお客様側の原因によりサービスの提供を停止する場合、お客様は所定のサービス料金の全額を支払うものとします。

## ○当事者の主張

### 〔Xの主張〕

（編注：資料上、主張の法律上の根拠について不詳のことが多いが、根拠として予測される消費者契約法の条項を括弧内に付記する。）

- ① 5条は無催告解除条項であるが、2週間程度の期間を定めた催告を要する旨に変更すべきである（消費契約10）。
- ② 6条につき、費用の目安を明示するとともに、Yの故意過失による、設置に必要な損傷を超えるものについては、Yの負担となることを明示すべきである（消費契約8・10）。
- ③ 7条2項 経済情勢の変化等によるサービス料金の変更の場合には、消費者が契約の終了を選択できる条項を付加すべきである（消費契約10）。

- ④ 10条2項は削除すべきである（消費契約10）。
- ⑤ 10条3項の定めは消費者契約法9条1号に違反する。

〔Yの主張〕

10条3項は危険負担に関する規定であり、同項は民法536条2項の原則を確認したものに過ぎない。

### 改訂後の契約内容要旨

#### 1 5条を以下のとおり改訂

Yは、以下の場合、直ちに本契約を終了できるものとします。

- ① お客様が本契約に基づく債務を履行しない場合において、催告後相当期間を経過しても当該債務を履行しないとき
- ② お客様が本契約に基づく契約金額の支払を支払期限後30日以上遅滞した場合であって、Yとお客様との間の信頼関係が失われたと認められる事情が存在するとき

#### 2 6条を以下のとおり改訂

- (1) 本契約が終了したときは、Yは、お客様の要望により機器を、当該機器を設置しているお客様が所有又は管理する建物その他の物（以下「機器設置対象物」といいます。）から撤去するものとし、当該機器を撤去する際の費用は、お客様の負担とします。
- (2) Yは、機器の設置により機器設置対象物に生じた変更については、当該工事前の原状に回復する義務を負わないものとします。ただし、Yの故意又は過失により当該機器の設置に通常必要な範囲を超えて変更が生じた場合には、その超えた変更部分に限って原状に回復する義務を負うものとします。

#### 3 7条2項、10条2項を削除

4 なお、10条3項は改訂されていない。

### コメント

警備保障契約は、警備という役務提供と警備機器の売買ないし賃貸借及び設置契約等が複合する無名契約であると解されるが、その性質上継続的契約であるとともに、警備機器の設置等に費用が掛かることもあってか、消費者を一定期間拘束する内容である場合が多い。

また、天災等事業者の責めによらない事由により債務の履行が困難となることが想定されることから、契約上その場合の手当がされているが、消費者の立場からすれば、役務の提供ができないのに、通常の2分の1とはいえ代金を支払わなければならないというのは、違和感があるところであろう。

本事例は、後記の参考事例とともに、適格消費者団体が業界大手の事業者に対して契約条項の改善を求めた事例であり、大手事業者が改善に応じたことにより、業界他社への波及も予想される場所である。

#### 参考事例

- 消費者向け警備保障契約の条項について協議の結果改善された事例（平20・10・24申入れ終了 消費者支援機構関西HP）